

告 示

埼玉県告示第千四百十七号

測量計画機関である坂戸市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

坂戸市

二 作業種類

基準点測量

三 作業地域

埼玉県坂戸市坂戸中央二日の出町土地区画整理地区

四 作業期間

平成二十七年十二月一日から平成二十八年二月二十九日まで